

第60号議案

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年12月3日提出

中間市長 松下 俊男

中間市市営住宅条例の一部を改正する条例

中間市市営住宅条例(平成9年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「広報紙への掲載及び市役所の掲示場その他市内の適当な場所における掲示の方法」を「広報紙及びホームページへの掲載、市役所の掲示場その他市長が必要と認める方法」に改める。

第6条第2項第8号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号イ中「10条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第8条第4項及び第5項中「前項」を「第6条第2項」に改める。

第15条第6項中「認定の変更」を「再認定」に改める。

第21条第2項中「第1項」を「前項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年1月3日から施行する。